

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童福祉法による措置に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、児童福祉法による措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和8年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉法による措置に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく措置に際し、負担能力の認定及び費用の徴収を行う。 特定個人情報を使用して実施する具体的な事務は以下のとおり。 ・入所措置した児童に関する特定個人情報の収集 ・他所属又は他機関に対する特定個人情報の照会 ・他所属又は他機関からの照会に対する特定個人情報の提供
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

措置台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表の8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第7条第13号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報法の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表20の項、第22条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報法の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表20の項、80の項、81の項、141の項、155の項、第22条、第82条、第83条、第143条、第157条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課 健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	子ども家庭課長 障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

香川県子ども女性相談センター
〒760-0004 香川県高松市西宝町二丁目6番32号
TEL:087-862-8861

香川県西部子ども相談センター
〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目526番地
TEL:0877-24-3173

香川県東讃保健福祉事務所
〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田930番地2
TEL:0879-29-8250

香川県総務部広聴広報課県民室
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
TEL:087-832-3061

各県民センター

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課児童福祉グループ
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
TEL:087-832-3286

香川県子ども女性相談センター
〒760-0004 香川県高松市西宝町二丁目6番32号
TEL:087-862-8861

香川県西部子ども相談センター
〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目526番地
TEL:0877-24-3173

香川県東讃保健福祉事務所
〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田930番地2
TEL:0879-29-8250

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐ 接続しない(入手) [☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、特に、アクセス権限の所持者のパスワードはアルファベット大文字・小文字・数字を含むランダムな文字列となっているため、容易に想像・記憶が困難なパスワードである。また、利用を中断する場合のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和2年4月1日	Ⅳリスク対策	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和3年9月1日	I 関連情報 4.②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の16項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の16項、56項の2、57項及び116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条、第30条、第31条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16項、56項の2、57項、106項及び116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条、第30条、第31条、第53条、第59条の2の2	事後	評価書の見直しによる
令和3年9月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課児童家庭グループ	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課総務・家庭福祉グループ	事後	評価書の見直しによる
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和3年9月1日	Ⅳリスク対策	令和2年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和4年7月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第8号	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第9号	事後	評価書の見直しによる
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和4年7月1日	Ⅳリスク対策	令和3年9月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和5年5月22日	I 関連情報	香川県健康福祉部 子ども政策推進局 子ども家庭課 総務・家庭福祉グループ	香川県健康福祉部 子ども政策推進局 子ども家庭課 児童福祉グループ	事後	評価書の見直しによる
令和5年6月1日	I 関連情報	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の7の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の7の項	事後	評価書の見直しによる
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和6年9月1日	I 関連情報 3.法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第9号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第13号	事後	評価書の見直しによる
令和6年9月1日	I 関連情報 4.②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16項、56項の2、57項、106項及び116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条、第30条、第31条、第53条、第59条の2の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報法の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表20の項、第22条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報法の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表20の項、80の項、81の項、141の項、155の項、第22条、第82条、第83条、第143条、第157条	事後	評価書の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月1日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更による
令和6年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年6月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和6年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	評価書の見直しによる
令和6年9月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和6年9月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和8年8月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の修正によるもの
令和8年8月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の修正によるもの